

取り扱う要指導医薬品や一般医薬品について

要指導医薬品

医療用医薬品から新たに市販用にスイッチされた医薬品等で、使用上特に注意が必要な医薬品

薬剤師が、書面を用いて必要な情報提供を行い、対面販売いたします

第1類医薬品

一般医薬品

使用上特に注意が必要な医薬品

薬剤師が、書面を用いて必要な情報提供を行い、販売いたします

第2類医薬品

一般医薬品

使用上特に注意が必要な医薬品

薬剤師または登録販売者が必要な情報提供に努め、販売いたします

指定第2類医薬品

第2類の医薬品の中で特に注意が必要な医薬品「してはいけないこと」を必ずご確認ください

第3類医薬品

一般医薬品

要指導や第1類、第2類以外の一般医薬品

薬剤師または登録販売者が必要な情報提供に努め、販売いたします

気になる医薬品がある場合は薬剤師にご相談ください ご購入の際は服用中の薬や副作用、相互作用などの確認をさせていただきます

健康被害救済制度

医薬品の副作用等による健康被害を受けられた方の救済制度です。

独立行政法人
医薬品医療機器総合機構



0120-149-931

医薬品の安全使用のために症状等の情報をお伺いさせていただくことがあります。

個人情報保護法等に基づき適切に管理を行い、医薬品の安全使用以外の目的では利用しません。

苦情相談窓口

鎌倉保険事務所 薬務課

046-724-3900